

令和4年11月14日

関係事業者団体 各位

九州運輸局
福岡国税局
熊本国税局

消費税のインボイス制度の広報・周知等について（協力依頼）

平素から、国土交通行政及び税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されることに伴い、関係府省庁等が連携してインボイス制度の円滑な開始に向けた取組を推進しているところです。

インボイス制度は、幅広い事業者に関わるものであり、事業者の皆様に対該制度に対する理解を深めていただくとともに、それぞれの実態に応じた対応や準備を進めていただくことが重要であると考えております。

つきましては、貴団体の会員の皆様の準備が円滑に進むよう、下記の事項についてご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 インボイス制度説明会への講師派遣について

貴団体会員を対象とした説明会等を実施される際には、福岡国税局及び熊本国税局又は両局管内各税務署の職員によるインボイス制度等の説明を行う機会をいただけますと幸甚に存じます。

なお、本件に関するご質問等につきましては、下記の間合せ先までご連絡をお願いいたします。

2 国税局及び税務署が主催する説明会について

国税局及び税務署では、事業者の皆様インボイス制度への理解を深めていただけるよう、事前予約制にて説明会を開催しておりますので、貴団体会員の皆様へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、説明会の開催案内については、国税庁ホームページの「インボイス特設サイト」内に掲載していますので併せて周知していただきますようお願いいたします。



【間合せ先】

<福岡県、佐賀県、長崎県>

福岡国税局 課税第二部 消費税課
軽減税率・インボイス制度係
(代表電話) 092-411-0031 (内線 4212)
(メール) keigen@fuk.nta.go.jp

<熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県>

熊本国税局 課税部 消費税課
軽減税率・インボイス制度係
(代表電話) 096-354-6171 (内線 6331)
(メール) keigen@kum.nta.go.jp

(参考)

<制度に関する各種ご案内>

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 令和5年10月 インボイス制度が始まります！（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022008-052.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

<免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A>

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

<中小企業等に向けた支援措置>

【中小企業庁 生産性革命推進事業】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf